

生活保護法

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進  
並びに永住帰国した中国残留邦人等  
及び特定配偶者の自立の支援に關する法律

による

- 柔道整復
- あんま・マッサージ
- はり・きゅう

- 廃止
- 休止
- 辞退
- 再開
- 処分

届

次のとおり届け出ます。

施 術 所	ふりがな			
	名称			
	所在地	〒		
	電話番号		FAX番号	
施 術 者	ふりがな			
	施術者氏名			
	住所	〒		
本市との施術協定 団体の加入の有無		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ありの場合は、以下に団体名等を記入してください。		
		団体名		
廃止等の 年 月 日		年 月 日		
届出の理由 (休止の場合、再開の見通し) (処分の場合、処分の種類)				
委託被保護者の措置状況				

年 月 日

堺市長 様

〒

申請者 住 所  
氏 名

## 注意事項

- 1 廃止届等は指定申請を行った市へ提出してください。（堺市の場合は所在地を管轄する保健福祉総合センターを経由して、堺市長あてに提出してください。）
- 2 この書類は、施術所が休止・廃止・再開された場合、指定を辞退される場合、施術者が指定施術機関にて施術を行わなくなった場合及び生活保護法施行規則第14条第3項に規定する処分を受けた場合に、速やかに提出してください。
- 3 指定を辞退される場合、指定を辞退しようとする日の30日前までに辞退届を提出してください。

## 記載事項

- 1 「名称」は、略称等を用いることなく、柔道整復師法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を記載してください。
- 2 施術所を開設せず、出張施術業務を行う施術者は、施術所の「名称」欄に、「出張専門」と記載してください。
- 3 申請者が法人の場合は、法人名称、代表者の職・氏名及び法人の主たる事務所の所在地を記載してください。